

令和 3 年

西条市議会第 6 回 9 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 7 1 号	令和 3 年度西条市一般会計補正予算（第 9 回） について	別冊
議案第 7 2 号	令和 3 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 1 回）について	〃
議案第 7 3 号	令和 2 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	1
議案第 7 4 号	令和 2 年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	3
議案第 7 5 号	令和 2 年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	5
議案第 7 6 号	令和 2 年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	7
議案第 7 7 号	土地改良事業の施行について	9
議案第 7 8 号	西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及 び管理条例について	1 3
議案第 7 9 号	西条市市民活動支援センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について	2 1
議案第 8 0 号	西条市産業情報支援センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について	2 9
議案第 8 1 号	西条市保育所条例の一部を改正する条例につい て	4 5
報告第 1 3 号	令和 2 年度西条市財政健全化判断比率及び公営 企業における資金不足比率の報告について	4 9
報告第 1 4 号	令和 2 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	5 3
報告第 1 5 号	令和 2 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	5 7
報告第 1 6 号	令和 2 年度西条市公営企業における資金不足比 率の報告について	6 1
報告第 1 7 号	橘公民館内における車両物損事故に伴う和解及 び損害賠償の額の決定の専決処分について	6 5

議案第73号

令和2年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第233条（略）

2（略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4～7（略）

議案第74号

令和2年度西条市水道事業会計決算の認定について

令和2年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 75 号

令和 2 年度西条市病院事業会計決算の認定について

令和 2 年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第76号

令和2年度西条市公共下水道事業会計決算の認定について

令和2年度西条市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第30条（略）

2、3（略）

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

5～9（略）

議案第 77 号

土地改良事業の施行について

次のとおり土地改良事業を施行するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉井敏久

- 1 事業名
農地耕作条件改善事業
- 2 地区名
飯岡亀の甲地区
- 3 工種
 - (1) 区画整理工
 - (2) 農業用排水施設工
- 4 事業費
210,000,000円
- 5 受益面積
 - (1) 区画整理 6.5ヘクタール
 - (2) 農業用排水施設 5.7ヘクタール（うち、5.6ヘクタールが重複）
- 6 受益者数
 - (1) 区画整理 25戸
 - (2) 農業用排水施設 25戸
- 7 整備内容
 - (1) 区画整理 6.5ヘクタール
 - (2) 農業用排水施設 523メートル
- 8 事業期間
令和4年度から令和8年度まで

提案理由

飯岡亀の甲地区における区画整理及び農業用排水施設整備を、農地耕作条件改善事業にて実施するに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

土地改良法

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあっては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 （略）

議案第78号

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例について

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民、企業、市民団体及び本市の関係人口（以下「市民等」という。）の交流促進を図るとともに、市民等の自発的な活動を総合的に支援し、市民等の自己実現を通じた市民福祉の増進及び地域の活性化に資することを目的として、次の施設を設置する。

名称	位置
西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設	西条市明屋敷131番地2

(事業)

第2条 西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設（以下「拠点複合施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民等の交流促進に関すること。
- (2) 市民等の自己実現の支援に関すること。
- (3) 市民等の地域学習に関すること。
- (4) 資料の展示及び情報発信に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めること。

(施設)

第3条 拠点複合施設は、次に掲げる施設その他の第1条の目的を達成するために必要な施設をもって構成する。

- (1) 西条市産業情報支援センター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第169号）で定める西条市産業情報支援センター
- (2) 西条市市民活動支援センター設置及び管理条例（平成27年西条市条例第27号）で定める西条市市民活動支援センター

2 前項各号に掲げる施設の設置及び管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、当該各号に定める条例の定めるところによる。

3 拠点複合施設は、第1項に規定する施設相互の連携を図ることにより、複合施設として有機的に運営されなければならない。

(職員)

第4条 拠点複合施設（前条第1項各号に掲げる施設を除く。次条から第7条まで及び第17条において同じ。）に必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第5条 拠点複合施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 拠点複合施設の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 拠点複合施設のイベントルーム、セミナールーム、会議室1、会議室2、研修室、多目的室、交流チャレンジスペース又は広場（以下「イベントルーム等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、イベントルーム等の使用に際して特別な設備をし、又は備付け以外の器具等を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により特別な設備をした場合の費用は、使用者が負担しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、イベントルーム等の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 拠点複合施設の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

5 市長は、第1項及び第2項の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき。

(2) 使用開始の日前3日までに使用の取りやめ又は変更の申出があった場合で、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可された使用の目的以外にイベントルーム等を使用し、又は

使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 第7条第4項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (2) 使用の許可申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止若しくは制限によって使用者が受ける損害については、その責めを負わない。

(入館の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物類(身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上不適当と認める者

(原状回復義務)

第13条 使用者は、イベントルーム等の使用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により使用の許可が取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(指定管理者による管理)

第14条 拠点複合施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により拠点複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、拠点複合施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により拠点複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条まで及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条

及び前条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により拠点複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が拠点複合施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項及び第2項の規定による許可申請は、当該指定管理者にされた許可申請とみなす。

5 第1項の規定により拠点複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が拠点複合施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項及び第2項の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 拠点複合施設の設置目的を達成するため必要な業務
- (2) 拠点複合施設の使用の許可に関する業務
- (3) 拠点複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金制)

第16条 第14条第1項の規定により拠点複合施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、拠点複合施設の使用料（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者（この条において単に入館する者も含む。）は、拠点複合施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことのできない事由によるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める

日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(西条市こどもの国設置及び管理条例の廃止)

- 3 西条市こどもの国設置及び管理条例（平成16年西条市条例第92号）は、廃止する。

別表（第8条、第16条関係）

(1) イベントルーム等使用料

区分		単位	使用料
イベントルーム		1時間につき	800円
セミナールーム		1時間につき	1,000円
会議室1		1時間につき	500円
会議室2		1時間につき	400円
研修室		1時間につき	1,000円
多目的室		1時間につき	1,000円
交流チャレンジスペース	無料席	1席1時間につき	無料
	有料席	1席1時間につき	100円
	占用利用	1時間につき	3,000円
広場		催しのために利用する場合 1平方メートル 1日につき	10円

備考

- 1 冷暖房設備を使用するときは、イベントルーム等（交流チャレンジスペース及び広場を除く。）使用料の5割を加算する。
- 2 営利目的に使用するとき、又は付随的に営利を得ることがあるときは、イベントルーム等使用料の5割を加算する。
- 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 5 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

(2) 設備、備品等使用料

区分	単位	使用料
プラネタリウム投影設備（天体望遠鏡を含む。）	一式1回につき	3,000円
持ち運び用スピーカー一体型アンプ	1台1回につき	600円

ワイヤレスマイク	1本1回につき	300円
プロジェクター・スクリーンセット	一式1回につき	2,000円
スクリーン	1台1回につき	500円

提案理由

令和4年7月に開設を予定している「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設」を運営していくに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

議案第79号

西条市市民活動支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市市民活動支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2)、(3) (略)

2 (略)

(使用団体登録等)

第6条 センターの会議室、作業スペース及び備付けの器具（以下「会議室等」という。）を使用しようとする市民活動団体は、あらかじめ書面をもって市長の登録を受けなければならない。登録された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 前項に規定する登録を受けた市民活動団体は、会議室等を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

5 市長は、第1項の登録又は第3項の許可に際して、管理上必要な条件を付すことができる。

(特別設備等)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の許可に際して、管理上必要な条件を付すことができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日

(2)、(3) (略)

2 (略)

(使用団体登録等)

第6条 センターの会議スペース、作業スペース及び備付けの器具（以下「会議スペース等」という。）を使用しようとする市民活動団体は、あらかじめ書面をもって市長の登録を受けなければならない。登録された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 前項に規定する登録を受けた市民活動団体は、会議スペース等を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

5 市長は、第1項の登録又は第3項の許可に当たり、管理上必要な条件を付すことができる。

(特別設備等)

第9条 (略)

2 (略)

(入館の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品等を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上不適當と認める者
(指定管理者による管理)

第12条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第9条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第14条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項の規定による登録の申請又は同条第3項の規定による使用の申請

は、当該指定管理者にされた登録又は使用の申請とみなす。

5 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による使用の許可を受けている市民活動団体は、当該指定管理者の登録又は使用の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条第1項に規定する業務

(2) センターの設置目的を達成するために必要な業務

(3) 使用団体登録及びセンターの使用の許可に関する業務

(4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(原状回復の義務)

第14条 使用団体は、センターの使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 (略)

(損害賠償の義務)

第15条 使用団体（この条において単に入館する者も含む。）は、センター

(原状回復の義務)

第11条 使用団体は、センターの使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 (略)

(損害賠償の義務)

第12条 使用団体（この条において単に入館する者も含む。）は、センター

提案理由

令和4年7月に開設を予定している「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設」内に「西条市市民活動支援センター」を移転するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 80 号

西条市産業情報支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例に
ついて

西条市産業情報支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市産業情報支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市産業情報支援センター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第169号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>企業及び事業者（以下「企業等」という。）の新事業展開、起業、産業人材の確保、経済動向の調査及び分析その他の企業等の活動を総合的に支援することで、地域産業の育成、振興を図り、もって豊かで活力ある地域社会の実現に資するため、次の施設を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新事業の創出、既存企業の新分野進出、情報化の推進、その他企業活動の支援等を通して</u></p> <p>_____地域産業の育成、振興を図り、もって豊かで活力ある地域社会の実現に資するため、次の施設を設置する。</p> <p>(1) 名称 <u>西条市産業情報支援センター</u></p> <p>二</p> <p>(2) 位置 <u>西条市神拝甲150番地1</u></p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="199 1180 491 1227">名称</th> <th data-bbox="491 1180 783 1227">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1227 491 1274">西条市産業情報支援センター</td> <td data-bbox="491 1227 783 1274">西条市明屋敷131番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	西条市産業情報支援センター	西条市明屋敷131番地2	
名称	位置				
西条市産業情報支援センター	西条市明屋敷131番地2				
<p>(事業)</p> <p>第2条 <u>西条市産業情報支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>企業等の経営支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>企業等の新事業展開及び新分野進出に関すること。</u></p> <p>(3) <u>起業家の発掘及び養成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>企業等の採用力の向上及び職場環境の改善に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地域経済動向の調査及び分析並びに産業情報の提供に関すること。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>新事業</u> <u>新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用して商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業をいう。</u></p> <p>(2) <u>インキュベータ室</u> <u>新事業の創出を支援するため、事業場として企業等に使用させる施設をいう。</u></p> <p>(3) <u>SOHO支援室</u> <u>創業及び新事業の創</u></p>				

(6) 企業等による連携及び企業等と大学その他の研究機関の連携に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めること。

(職員)

第3条 センターに必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第4条 センター
_____の休館

日は、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで_____

2 (略)

第5条 (略)

出を支援するため、個人、企業等に使用させるスペースをいう。

(休館日)

第3条 西条市産業情報支援センター
(以下「センター」という。)の休館

日は、次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで(前項に規定する日を除く。)

2 (略)

第4条 (略)

(休館日等の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、インキュベータ室、SOHO支援室、談話室兼応接室、資料室兼談話室及び休憩室については、休館しないものとし、終日使用することができる。

(使用の許可)

第6条 センターの研修会議室、会議室、多目的ルーム、交流サロン、情報研修室(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、会議室等の使用を許可するに当たって、管理上必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第7条 会議室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。

2 市長は、特にその必要があると認めるときは、使用料の一部又は全部を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付した使用料の一部又は全部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用開始の日前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で、市長

が相当の理由があると認めたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、会議室等を許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等)

第10条 使用者は、会議室等の使用に際して、特別な設備をし、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により特別な設備をしたときの費用は、使用者が負担しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 第6条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(2) 使用許可申請に偽りがあったとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長は、これに対して賠償の

責任を負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、会議室等の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(入居許可の要件)

第13条 インキュベータ室に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 技術、人材その他の産業資源を活用し、事業化に取り組もうとする者

(2) 新たな事業分野へ進出し、又は研究開発に取り組もうとする者

(3) インキュベータ室へ入居するものが行う研究開発又は事業活動を支援する者

(4) センターの事業活動を支援する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 SOHO支援室に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 創業しようとする者

(2) 創業している者で、新規事業に取り組む、又は取り組もうとしている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(入居等の許可)

第14条 インキュベータ室又は SOHO 支援室に入居しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者が駐車場を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 第6条第2項の規定は、入居の許可に準用する。

4 市長は、第1項及び第2項の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

(入居の期間)

第15条 前条第1項の許可の期間は、インキュベータ室にあつては4年以内、SOHO 支援室にあつては2年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、期間を延長することができる。

(入居使用料等)

第16条 インキュベータ室又は SOHO 支援室への入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、別表第2に定めるインキュベータ室等入居使用料（以下「入居使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、月の途中で新たに入居した場合又は退去した場合は、当該月の入居使用料は日割計算による。

2 入居者であつて、駐車場の使用の許可を受けた者は、別表第3に定める駐車場使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、毎月、月末までに翌月分を納付しなければならない。

(保証金)

第17条 インキュベータ室の入居者は、保証金を納付しなければならない。

2 保証金は、入居使用料の2月分に相当する金額とし、使用許可の際に徴収する。

3 保証金には、利子を付けない。

(入居使用料の還付)

第18条 第8条の規定は、入居使用料に準用する。

(入居者の負担)

第19条 次に掲げる費用は、インキュベータ室の入居者の負担とする。

(1) 電気、電話の使用料

(2) インキュベータ室の使用に係る共益費

(3) 前2号に掲げるもののほか、インキュベータ室の入居者が負担しなければならないと認められる費用

2 次に掲げる費用は、SOHO支援室の入居者の負担とする。

(1) 電話の使用料

(2) 前号に掲げるもののほか、SOHO支援室の入居者が負担しなければならないと認められる費用

(入居者の管理義務)

第20条 入居者は、当該インキュベータ室又はSOHO支援室の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において管理しなければならない。

2 第6条の規定は、インキュベータ室

又は SOHO 支援室の使用に準用する。

3 入居者は、当該インキュベータ室又は SOHO 支援室を住居とし、又は使用人等の住居としてはならない。

4 入居者は、市長の承認を得ないで当該インキュベータ室又は SOHO 支援室を改造してはならない。

(入居許可の取消し等)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 第 6 条第 2 項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(2) 入居許可申請に偽りがあったとき。

(3) 入居許可の条件に違反したとき。

(4) 職員の指示に従わないとき。

(5) 入居使用料を滞納したとき。

(6) 正当な理由がなく相当期間使用しないとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により処分した場合において、入居者が損害を受けることがあっても、市長はこれに対して賠償の責任を負わない。

(原状回復の義務)

第 22 条 入居者は、インキュベータ室又は SOHO 支援室を使用する必要がなくなったとき、又は前条第 1 項の規定により入居の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の

指示に従い、直ちに原状に回復して明け渡さなければならない。

- 2 入居者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を入居者から徴収する。
(保証金の還付)

第23条 保証金は、インキュベータ室を明け渡したときに還付する。ただし、未納の入居使用料又は賠償金があるときは、保証金から控除する。保証金の額が未納の入居使用料又は賠償金を補うに足りないときは、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第24条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条（第14条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条（第18条において準用する場合を含む。）、第10条、第13条から第15条まで

の規定及び第20条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条、第12条、第21条及び第22条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項及び第14条第1項（いずれも前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項及び第14条第1項（いずれも第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

（指定管理者の業務）

第25条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置目的を達成するため必要な業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長

が必要と認める業務

(利用料金制)

第26条 第24条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、センターの使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(損害賠償_____)

(損害賠償の義務)

第6条 センターに入館する者（以下この条において「入館者」という。）は、センターの施設等を損傷し、又は_____滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、入館者の責めに帰すことのできない事由によるときは、この限りでない。

第7条 (略)

第27条 使用者及び入居者
_____は、センターの施設等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額_____を賠償しなければならない。

第28条 (略)

別表第1 (第7条、第26条関係)

(1) 会議室等使用料（情報研修室を除く。）

区分	単位	使用料
----	----	-----

研修会議室	1時間につき	800円
会議室1	同	300円
会議室2	同	400円
多目的ルーム	同	700円
交流サロン	同	700円

備考

- 1 冷暖房を使用するときは、使用料の3割を加算する。
- 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
- 3 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。
- 4 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

(2) 情報研修室使用料

区分	単位	使用料
情報研修室	1月につき	46,800円

備考

- 1 電気の使用料は、使用者の負担とする。
- 2 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
- 3 使用期間が1月に満たないときは、当該月の使用料は、日割り計算による。

(3) 設備、備品等使用料

設備備品名	単位	使用料
持ち運び用スピー	1台1回	600円
カー一体型アンプ	につき	
ワイヤレスマイク	1本1回	300円
	につき	

OHP・スクリーンセ	一式 1 回	1, 1 0
ット	につき	0 円
スライド・スクリ	一式 1 回	1, 1 0
ーンセット	につき	0 円
液晶ビデオプロジ	一式 1 回	2, 0 0
ェクター・スクリ	につき	0 円
ーンセット		

別表第 2 (第 1 6 条、第 2 6 条関係)

インキュベータ室等入居使用料

区分	単位	使用料
第 1 5 インキュベ	1 月 に	9, 2 0 0
ータ室	つき	円
第 1 4 インキュベ	同	1 1, 1 0
ータ室		0 円
第 1 3 ・第 1 6 イ	同	1 4, 8 0
ンキュベータ室		0 円
第 1 0 インキュベ	同	1 5, 7 0
ータ室		0 円
第 3 ～第 6 ・第 1	同	1 6, 6 0
1 ・第 1 2 インキ		0 円
ュベータ室		
第 1 ・第 7 ～第 9	同	2 0, 8 0
インキュベータ室		0 円
第 2 インキュベ	同	3 0, 1 0
ータ室		0 円
SOHO 支援室 (第 1	同	5, 0 0 0
～第 1 0)		円

備考

使用料の算定において、1 0 円未満の
端数が生じたときは、切り捨てる。

別表第 3 (第 1 6 条、第 2 6 条関係)

駐車場使用料

区分	単位	使用料
駐車場	1 台・1 月につき	2, 0 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和4年7月に開設を予定している「西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設」内に「西条市産業情報支援センター」を移転するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 8 1 号

西条市保育所条例の一部を改正する条例について

西条市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市保育所条例の一部を改正する条例

西条市保育所条例（平成16年西条市条例第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。		(設置) 第2条 法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり保育所を設置する。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		西条市立庄内保	西条市且之上甲722
		育所	<u>番地1</u>
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

令和4年度から「西条市立河北こども園」と「西条市立庄内保育所」を統合し、「西条市立河北こども園」とすることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第13号

令和2年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

令和2年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

○令和2年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化基準	財政再生基準
		① 実質赤字比率	—
② 連結実質赤字比率	—	16.91 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3か年平均）	6.5	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	78.4	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化基準
			⑤ 公営企業における資金不足比率

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 (略)

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第14号

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

○令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 判断基準
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第15号

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

○令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 判断基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第16号

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和2年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

○令和2年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 判断基準
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第17号

橘公民館内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の
専決処分について

橘公民館内における車両物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月1日提出

西条市長 玉井敏久

専決第 8 号

専決処分書

橘公民館内における車両物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 8 月 12 日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

- (1) 相手方の車両の物損に対する修繕に伴う自動車借上料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。
- (2) 損害賠償の額
車両の損害に係る額 金 4, 4 0 0 円
- (3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

福祉部包括支援課公用車に係る車両物損事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。